

令和8年 第1回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

令和8年第1回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 2月6日（金）

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎報告第1号 専決処分の報告について（専決第13号 工事請負契約の一部 変更について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団 地1号棟改修 建築主体工事）、専決第14号 損害賠償の額 の決定及び和解について）の上程、説明、質疑	4
◎議案第1号 専決処分についての上程、説明、質疑、討論、採決 専決第1号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第6号）	5
◎議案第2号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例の上程、 説明、質疑、討論、採決	10
◎議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津田島祇園 公園）の上程、説明、質疑、討論、採決	12
◎議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩農産物直 売所及び南会津町ふるさと番屋ビューポイント）の上程、説明、 質疑、討論、採決	13
◎議案第5号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第7号）の上程、説明、 質疑、討論、採決	17
◎閉会の宣告	32

令和8年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和8年2月6日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
専決第13号 工事請負契約の一部変更について(社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地1号棟改修 建築主体工事)
専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 4 議案第 1号 専決処分について
専決第 1号 令和7年度南会津町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 5 議案第 2号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町会津田島祇園公園)
- 日程第 7 議案第 4号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町館岩農産物直売所及び南会津町ふるさと番屋ビューポイント)
- 日程第 8 議案第 5号 令和7年度南会津町一般会計補正予算(第7号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員

13番 湯田 哲 議員

15番 渡部 訓正 議員

16番 山内 政 議員

欠席議員（1名）

14番 高野 精一 議員

説明のための出席者

渡部 正義	町 長	二瓶 勝俊	副 町 長
川島 敬章	教 育 長	月田 啓	総務課長
星 良栄	総合政策課長	渡部 さつき	税務課長
鈴木 秀和	住民生活課長	遠藤 知樹	健康福祉課長
橘 昭	農 林 課 長	湯田 賢史	商工観光課長
室井 利和	建 設 課 長	星 徹也	環境水道課長
馬場 和伸	会 計 室 長	星 貴夫	農業委員会 事務局 長
星 博文	学校教育課長	廣野 友一郎	生涯学習課長
小勝 秀勝	舘岩総合支所 振興課 長	菅家 康夫	伊南総合支所長
平野 芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡辺 健二	事 務 局 長	室井 夏雄	議 事 係 長
-------	---------	-------	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は、14番、高野精一君です。

ただいまから令和8年第1回南会津町議会臨時会を開会します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、星和孝君、15番、渡部訓正君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、南会津町議会基本条例第10条第1項の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定によって、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○山内 政議長 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について、専決第13号 工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地1号棟改修 建築主体工事）、専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

令和8年第1回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところ、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、今臨時会に提出いたしました議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第13号 工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地1号棟改修 建築主体工事）であります。本件は、令和7年6月20日付で株式会社大橋工務店と契約した工事であり、建物の安全性に影響を及ぼすクラックがなかったため、クラ

ック状況調査を減工したほか、建設副産物の処分量に増減があったことから処分量を変更したため、請負金額を17万6,000円減額し、5,812万4,000円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、令和7年9月1日午後4時30分頃、南会津町宮里地内において、町道の法面敷から枝が落下し、路肩に駐車していた相手方車両を破損させてしまったものであります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金21万4,000円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

以上、ご報告申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第1号 専決処分について、専決第1号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 次に、議案第1号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

本案は、衆議院の解散により、2月8日に解散総選挙が執行される見込みとなったため、必要となる関係予算について、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、承認を求めるものであります。

専決第1号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第6号）であります。本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,250万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億7,092万3,000円としたものであります。

補正の内容といたしましては、衆議院議員総選挙に係る経費を総務費に計上し、その財源に県支出金を見込んだものであります。

以上、専決処分の説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠正次議員 6ページの2款4項7目7節と12節と17節の3点についてお伺いしたいと思います。

まず、7節の謝礼であります。5,000円と6万5,000円の謝礼の内容説明をお願いします。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

まず、公営ポスター掲示場借上謝礼でございますが、これは民間の敷地にポスターの設置をさせていただいたときに、1か所当たり1,000円謝礼を支払っているというところでございます。

あと、自動車借上料につきましては、投票日当日、立会人の方を開票所まで送って、立会いの方と一緒に箱を持ってきていただきますが、田島地域につきましては、帰りの車をタクシーで準備しておりますので、その借上料でございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠正次議員 7節については了解しました。

12節公営ポスター掲示場設置等委託料が200万円計上されていますが、この委託先と委託内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

公営ポスターの掲示場設置等委託につきましては、今回、柴崎看板さんに随意契約で委託をしたところでございます。通常、選挙でありますと、見積り合わせをして決定するわけでござ

いますが、今回につきましては、時間的ないともがなかったものですから、前回、参議院議員の選挙のほうで設置していただきました業者さんと随意契約を結んで、ポスターの設置をしたというところでございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 その掲示場というのは、何か所想定されたものですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

ポスター掲示場につきましては、前回の参議院議員選挙のほうでは131か所設置をしておりますが、今回につきましては、雪の影響でその数を設置することができませんでしたので、投票所、町内30か所ございますので、投票所ごとに設置できる場所を選定して、30か所設置したというところでございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

続きまして、17節の備品購入費なんですけども、選挙用備品購入ということで90万円上がっているわけなんですけども、これはどのような内容ですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今回の備品購入につきましては、計数機2台を購入する費用をこちらのほうで見込んであるというところでございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 計数機というのは、今までも使用していたものがあると思うんですけども、それに追加したということですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

計数機につきましては、開票所で十数台使用いたします。古くなったものもございますので、こういった機会に買い替えているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

すみません、先ほどの答弁の中に1か所間違いがございました。

先ほど、報償費の自動車借上料の謝礼をタクシーというふうな話をさせていただきました。タクシーにつきましても、一般専決7ページのほうの車両借上料が立会人のタクシーの部分でございまして、先ほどご質問いただきました自動車借上謝礼につきましても、職員が移動する際、立会人の方を開票所まで輸送するための謝礼であったり、そういった休日出勤の移動のための職員宛ての謝礼ということでございましたので、訂正させていただきます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 そうすると、職員が移動、送ったりとかという場合の車は、職員の車を借り上げるという考え方なんでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

職員の車を使って立会いの方を、例えば館岩地域であれば、投票管理者が投票立会人の方を1名乗せて、箱を運んで自分の車でいきますので、その分の謝礼ということで、館岩地域から来ますと、お一人当たり1,000円払っているという状況でございます。

以上です。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今質問のあった一般専決6ページ、2款4項7目、節が12の委託料のポスター掲示場設置についてなんですけど、参議院選挙のときには131の掲示場があつて、今回30に絞られたということで、かなり掲示場が少なくなったと。

私も車などで歩いてみると、本当に掲示場が少なくて、なかなか家から遠出ができないという方にとっては、今回どういう人が選挙に出ているのかという、周知するのが難しかったかなというふうに思うんですが、この掲示場を減らしたということに対して、特に周辺部の掲示場がなくなった方々へどのように周知していくかという、その辺の配慮とか、何か新しい手段とか、そういったものは検討されたかどうか、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今回、100ほどポスター掲示場を減らしまして、町民の方への説明というんですかね、それ

につきましては、なかなか今回、本当に選挙を執行するのが精いっぱいございまして、きちんと周知できたかといえば、そこはなかなか、そこまで手が回らなかったというところは事実だというふうに思っております。

できる限りのことはしたいなというふうに思っておりましたが、選挙公報につきましても、納品されたのが2月1日ということで、なかなか今回につきましては、周知が難しかったなどというのが現状でございます。

ただ、ポスター掲示場も土蔵の屋根の下に、今まで設置したようなところもかなりございまして、同じ数を今回この短期間でやるというのは、結構難しい状況ではありましたが、周知不足というのは否めないかと思いますが、今回の現地の状況を見れば、やむを得ない判断だったかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○5番 古川 晃議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定しました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第2号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第2号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、番屋区からの要望を受け、番屋集会所を集会施設として再設置するため、所要の改正をするものであります。

なお、本案を決議いただけましたら、令和8年第1回議会定例会において、番屋区を指定管理者とする議案を提出する予定であります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 今ほど町長から説明がありましたが、内容ちょっと分かりませんので、なぜ復活するような内容になったのか。非常に、なくなるということは大変なことで、準備の方も大分、中で協議したとは思いますが、また復活するという中での事情というものがあると思います。

なかなか施設をなくすということは大変なことで、このとおりでいいのかなとは思いますが、その辺の経過をひとつ、お知らせお願いしたいと思います。

○山内 政議長 館岩総合支所振興課長。

○小勝秀勝館岩総合支所振興課長 お答えします。

これまでの復活に至る経緯を簡単に説明させていただきます。

番屋の集会所でありますけれども、令和6年度までは、岩下・精舎・番屋と3つの区が合わさって、一つの集落として指定管理を受けておりました。令和7年度から、経費負担の困難等の理由から、指定管理を受託できないというか、令和7年度が指定管理の変更のタイミングだったわけですが、ここで、次の指定管理を受けませんという申出がございました。そのため、令和7年度は、普通財産として町が管理を行ったところであります。

そういった中で、令和7年11月に番屋区のほうから、岩下・精舎と番屋というところから独

立して、独自に集落運営を行いたい旨の前向きな要望がありました。具体的には、番屋区というのは館岩地域の玄関口に位置しておりまして、集落内には道の駅番屋があつたりします。

当区では、これらとも組みながら、景観の向上や特定外来植物の駆除・監視等の主体的な取組を行うことによって、玄関口としてのおもてなしゾーンとして役割を担いながら、集落の再構築を図りたいというような前向きで強い意志を示されたということから、町としましてもこれを認めまして、令和8年1月より番屋区を独立承認したものでございます。

これに伴いまして、番屋集会所についても、同区において指定管理したい旨の申出があったことから、今回の条例改正に至ったものでございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 内容は分かりました。

非常に、先ほども申し上げましたが、なくなることは大変なことです。復活もまず、大変だとは思いますが、これからほかの地域も出てくると思いますので、このような例がないように、慎重に精査してもらいたいなというふうに思います。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津田島祇園公園）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第3号及び議案第4号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、各公の施設について、指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず最初に、議案第3号 南会津町会津田島祇園公園については、再公募による応募件数が1件で、廃棄物の収集・運搬業務や浄化槽の清掃・管理業務等を行っている有限会社ミナトを指定管理者として指定するものであります。

なお、指定の期間は、令和8年4月1日から5年間とするものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第7、議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩農産物直売所及び南会津町ふるさと番屋ビューポイント）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 続きまして、議案第4号 南会津町館岩農産物直売所及び南会津町ふるさと番屋ビューポイントにつきましては、再公募による応募件数が1件で、たかつねスキー場でスノーボードスクールやカフェを運営している有限会社ギアアンドギアを指定管理者として指定するものであります。

なお、指定の期間は、令和8年4月1日から5年間とするものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 いわゆる今回、指定管理候補者となるギアアンドギアという会社について、内容等について十分把握していないので、そのことについてちょっとお聞きしますが、まずその前に、いわゆる1件の応募ということですが、応募イコール指定管理の採用というか、適材適所、いわゆる適任というふうな形にはならないと思いますが、この会社の適任、これ適任であるというふうに判断したその判断材料あるいは理由をお聞かせください。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の指定管理の選定に当たりましては、前回と同じでございますが、選定基準というものを設けてございます。事業計画の妥当性であるとか運営体制、そういった各項目につきまして、各委員が10点満点で採点をして、6割を満たすというのが選定基準として設けてございます。

前回の公募の際にも、この施設では応募ございましたが、その基準を下回ったということで、

該当者なしという結果になったと。今回の再公募で、改めて応募があったわけではあります、今回、ギアアンドギアにつきましては、従業員の確保や責任者の配置とか、そういった点で、資料として見える形で説明がありまして、前回よりも、そういったところでの説明があったということで、体制面でも大丈夫ではないかということで、今回、基準を満たして採択となったというものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 前回も応募されたということは、この施設に対する管理行為をする意欲とか意思というのはあったと、こういうふうに捉えられると思うんですね。

そこで、具体性にまだまだ欠けるとは思います、改善された分は雇用の分なのか、それとも経営の体制の在り方なのか、もし分かる範囲でお聞かせください。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

先ほども少しご説明したところでありますが、前回の公募の際には、従業員の確保であるとか責任者の配置といった面で、明確な説明が足らなかったというところで、点数が低かったのかなというふうに認識してございます。

今回は、申請書に添付されている資料のほうで明確に、従業員の確保であるとか責任者の配置といった面で説明がありましたので、そういう形であれば大丈夫ではないかと。また、今議員もおっしゃいましたように、非常に熱意も感じられたと、地域の振興に貢献したいという熱意も感じられたので、大丈夫ではないかということで判断したところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 この会社のいわゆる活動拠点、事業所と言われるかどうか分かりませんが、これはどこにあるか、分かる範囲でお答えできますか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 この有限会社ギアアンドギアでございますが、本社は埼玉県の久喜市でございます。ただ、町長の説明でもありましたように、長年、たかつえスキー場でスノーボードスクールやカフェの運営なんかもしていたというところで、地元の商店や農家の方ともつながりがある会社ということで認識しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうすると、南会津町の中には事業所はないという理解でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 現時点ではないというふうに認識してございますが、プレゼンの中でも、その点を確認した際には、将来的には町内のほうに事業所を移す意向があるという説明を受けております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 当初から、改善事項をしっかりと取り付けながらここまで来て、指定管理を受けるということなんでしょうけど、いわゆる本社機能がどういうふうになっているか私は分かりませんが、本社からの意向を受けて、それを現地で実施するのか、それとも現地の状況に応じて、現地事業所が責任を持って運営に当たる、しかし、資金的な面とか総合的な人員配置とか、そういったものについては本社からの指示を仰ぐと、こういう形になるのか。

つまり、事業所がないということになると、どうしても現場から遠い本社の意向、あるいは本社の考えというものが経営に反映されるケースが多いので、そのところは確認といたしますか、指定管理の審査の段階で確認されたかどうかお聞きします。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

議員おっしゃる点につきまして、確かに少し懸念があるということで、前回の際には、そういった点が、やはり懸念があるなというふうに感じたところでございます。今回につきましては、まず責任者の配置ということで、しっかりと町内のほうで事業を運営するに当たりまして、責任者を配置して対応するということを確認してございます。

また、代表者の方につきましても、現在の拠点は埼玉県かと思いますが、こちらの町内のほうにも頻繁に来ていたということも聞いてございますし、また、将来的には本社もこちらのほうに持ってくる意向もあるということで聞いておりますので、特に運営的なところも大丈夫ではないかというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 採択する段階で全てを、条件網羅したり、あるいは期待感を、満点の点数をつけることは難しいと思いますが、これらが執行された後、やはり町としても、そういう経営が確実に当初の計画のとおり実行されるのかどうなのか、これを検証しながら、しっかりと見守って行ってほしい。このことを申し上げて、質問終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今ほどの中で、たかつえスキー場の中でボードスクールとカフェを運営していると。とすると、3か月、4か月の話ですけども、それ以外の期間というのは、この会社はどのような営業をしているか分かりますか。

○山内 政議長 館岩総合支所振興課長。

○小勝秀勝館岩総合支所振興課長 お答えします。

こちらは夏場においては、電気設備工事を主に営業されていると聞いております。ギアアンドギア社ですけども、冬場は3人がスキー場のカフェと学校に常駐しておりまして、週末は町外から10人程度のパートの方が来て、お願いしているというところがございます。

こちらのスクールの校長の方ですけども、町内の方で、こちらの方については、夏場はトマトを栽培されている、その辺については確認しております。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 会社の規模として、有限会社でありますけども、資本金というのはどのくらいあるんでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所振興課長。

○小勝秀勝館岩総合支所振興課長 定款上からいきますと、300万円と記載されております。

以上です。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第5号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 次に、議案第5号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3億7,605万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ140億4,697万8,000円とするものであります。

補正予算の各項目につきまして、歳入からご説明申し上げます。

第15款国庫支出金であります。2億7,605万5,000円の追加で、国の総合経済対策に基づき、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加計上するほか、子供1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当に係る補助金を新たに計上するものであります。

第22款町債であります。1億円の追加で、たかつえスキー場電気設備大規模改修工事に充当する過疎対策事業債を追加計上するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第3款民生費であります。物価高の影響が大きい子育て世帯を支援するため、国の総合経済対策により、子供1人当たり2万円の子育て応援手当を支給するほか、町独自の取組として、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中学生までは1人2万円、高校生年代は1人4万円を上乗せして支給するため、6,293万4,000円を追加補正するものであります。

第7款商工費であります。物価高騰の影響を受ける家計の負担を軽減するとともに、町内での消費を喚起するため、町民1人当たり1万5,000円の商品券を給付する生活応援商品券給付事業を実施するほか、清酒製造業者による酒造米の買取り経費を助成する清酒原料米高騰対策事業の追加計上、さらに、たかつえスキー場内の変圧器に低濃度のPCBが含有しているこ

とから、変圧器を含むキュービクル全体を更新するための費用として、3億880万1,000円を追加補正するものであります。

なお、たかつえスキー場電気設備大規模改修事業につきましては、PCB特別措置法によって、PCBの処分期限が令和9年3月31日までとされていることに加え、変圧器の納入に長期間を要することが想定されるため、年度内の発注を予定しております。

第14款予備費であります。歳出との関連で、432万円を増額補正するものであります。

次に、繰越明許費の追加であります。第2表繰越明許費のとおり、たかつえスキー場電気設備大規模改修事業1億600万円を次年度に繰越しして実施するものであります。

また、地方債の変更は、第3表地方債補正のとおりであります。

なお、今回提案しております補正予算の内容につきまして、別途附属資料を配付しておりますので、参考までにご覧いただきたいと思っております。

以上、令和7年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 一般補正7ページの3歳出、3款2項1目、節が18の負担金、補助及び交付金の物価高騰対応子育て応援手当について質問させていただきますが、附属資料のほうなんです。交付対象者数、一覧表になっているわけなんです。この中で区分として、その他とあるわけなんです。このその他について、これはどういう方々になるわけでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

この応援手当に関しましては、国の制度で、9月30日時点の児童手当の支給対象、受給者がこの時点では対象となっております。支給対象になっている方は、自動的に今回の上乗せ分というのを支給されるわけなんです。これ以降に離婚された方につきましては、新たに受給対象になっている方につきましては、自動的に交付されませんので、申請に基づいてこれを交付するというようになっておまして、それをその他の部分で整理してあるということでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 承知しました。

同じく対象者数の区分として、国のみ、町のみというふうな区分があるんですが、これはどういう方が、国のみ、町のみというふうになるわけなんでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

まず、国・町共通というものからご説明いたしますと、受給者がこの町に住んでおられて、お子さんもこの町に住んでおられる方、これが国・町共通になります。

国のみに関しましては、受給者になれる方の住所がここにあつて、この町に住んでおりますけれども、お子さんは町外に住んでいる方、この方は国の上乗せ分だけ支給。

それから、町のみの部分につきましては、今度は逆に、受給者の方は町外に住んでいるけれども、お子さんが町内に住んでいると。町外に住んでいる受給者の方は、住んでおられる町から国の上乗せ分をもらって、町に住んでいるお子さんの分は本町から支給するというので、この3つに分かれているということでございます。

○5番 古川 晃議員 承知しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私からは、一般補正7ページの款が商工費で、項も商工費、目が商工振興費の節が18負担金、補助及び交付金について、それから、同じく一般補正の8ページで、これも款は商工費、項が商工費で、目が観光施設の管理費、節が工事請負費、この2点についてお聞きします。

まず初めに、清酒の原料米高騰対策ですが、これ県の補助金もあるようなんですが、ちょっと私、聞き漏らしたかどうか定かではありませんので、大変、再度になって申し訳ありませんけれども、この清酒原料米への対策である補助金の対策についてのよりどころというものをお示しいただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

まず、よりどころということに対する答えがなかなか難しいなと思いながら、お答えさせていただきますが、そちらにつきましては、別紙資料の目的をご覧くださいと思います。

既にご覧になられているかと思うんですが、まず簡単に申し上げますと、酒米が高騰しておりますので、その高騰によって酒蔵に影響が出ないように、価格の転嫁等ができませんので、製造量を落としてしまう、さらには、そういった酒を守ることができないというような思いか

ら、まずは福島県が、福島県の酒米、さらには酒を守る、ブランドを維持していくという考えの下、この補助がございました。

それに基づきまして、町もご承知のとおり4つの酒蔵がございます。さらには、近年ではGIの認定も受けておりますので、そういった南会津の酒のブランド、あとは、こちら目的にも書いてありますように、南会津の水と米を使って、同時に文化と深く関わっている酒を維持していくというような考えの下、県の補助に倣って、町も今回2分の1の補助をするものでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 加えて答弁申し上げます。

今回の対策については、何か要綱等で決めたものではございませんでして、この価格高騰を、町として必要であろうというようなことから、県が実施する事業、これに対して、その事業だけでは十分に、影響緩和というのは難しいというような判断をいたしまして、12月補正では、国の制度に町が2分の1をさらに加算するという取組をしたところでございます。

今回、県の補助の考え方が変わりましたので、その部分も含めて、町としては2分の1を支援をして、酒蔵さんの生産に影響が出ないよう取組をしたいということでありまして、物価高騰の交付金の有効活用という位置づけの中で、町が主体的に判断したものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 町の要綱等を決めていないというのは、これまでの経緯を見れば分かるんですが、県が今回上限というか、それを変更した理由というのは、当然承知していると思いますが、なぜ県がそういうふうな変更したかという理由はお聞かせいただけますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 明確な理由については把握してございません。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 配付資料の3ページに、ここに12月補正のところの表がありますけども、最初、福島県としては、令和7年との価格の差を150%に上限を設けた。実際に、これでは影響額が非常に大きいというふうなことで、福島県として、この価格の上限150%を今回取り払ったということでございまして、県としても、県を代表する特産品である酒蔵を守らなくてはならないと、こういう判断で、県として対応の充実を図ったものでございます。それに合わせて、町としても同じ考えの下に、今回、補正予算に計上したということでご理解をいただきたいと思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 県と町の間をどういうふうに捉えるかによって、考え方は変わると思うんですけども、いわゆる国・県の考え方、国や県の考え方というのは、広い範囲で、広範囲でやっぱり物事を考え、制度設計をしてくる。しかし、基礎自治体としての町や村については、その町の特徴、あるいは町の置かれた状況、これをしっかり捉えながら政策に盛り込んでいくと、あるいは予算措置をすると、こういうことで考えるべきだと私は思うんですね。

そうしますと、今話されたものは、いわゆる、ある意味で県の重要産業として捉えているからと、こういう、私、言葉よく、適切な言葉を知りませんので、そういうふうになってしまうんですが、それにしても、酒蔵だけに特化をする、いわゆる米価は酒米だけじゃなくて、あらゆる米価が上がっているわけですよ、高騰しているわけですよ。

その高騰について、確かに事業規模は少ないかもしれませんが。しかし、いわゆる弁当を作ったり、食産業をしている方々だって、これは大変苦慮しているわけですので、このところを明確にしていないと、何か特別に酒蔵だけを支援するという形にならざるを得ない。

しかも、例えば、酒蔵を持たない町村等もあるわけでありますので、ここは私は、酒蔵をもしそういう支援をしていくということであれば、先ほど転嫁をできないというふうな話があったけど、なぜ転嫁できないのか。転嫁をすることによって、いわゆる売上げが落ちるのか、それはどのくらいの割合を占めるのか。

そして、今回の支援をしたことで、酒蔵が一時的に経営を少し前向きに考えていけるのか、それともこれをしてこにして、今後、事業運営がいい軌道に乗っていくのか、このところをこれから精査する、あるいはそこを今後決めていくというお考えがあるかどうかお聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず、我々が考えたことを少しお話をさせていただきます。

今回、町として2分の1というふうに考えました。他のところ、例えば会津若松とか、いろんなところで取り組んでいます、それぞれの町村の事情で、2分の1を出しているのは南会津町が一番大きいかと思います。

それから、今回の酒米の支援というのは、どちらかというところ、それを作付する農家さん、こちらのほうにも影響してくる話でございまして、酒蔵さんが酒米の購入を控えるということになると、当然農家さんの影響も大きいと、このように考えているところでございます。そういう意味で、国の物価高騰の交付金を使って、町として今回、町の判断の下で予算計上したとい

うところでございます。

今議員言われました、そういった追跡の調査というか、実態把握というのは、おっしゃるとおりだと思いますので、どこまでできるか分かりませんが、ひとつ我々としても、今議員から提案いただきましたことについては、受け止めておきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今、作付というお話がありましたが、そうすると、例えばこういう支援がないと、酒蔵が生産する石高を減らさざるを得ないと、こういうところまで来ているという理解でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

現在、町の判断では、そのような考え方で、今回この補助を行うものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、いわゆる4蔵ほどあるんですが、その4蔵ごとに、どのくらいの石高が減るのか把握していると思いますので、教えてください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

現段階では、こういった価格高騰が起きれば、買い控え、生産量が落ちるだろうという仮説を立てた上での、今回、補助事業になってございます。ただし、実際どれぐらいの、町内産米がどれぐらい使われているかというところは、当然把握した上で判断してございまして、聞き取りによりますと、町内の4つの酒蔵が、おおよそ80%、町内産で賄っているというデータは手に持っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 町内の酒米を何%使っているかというのは質問はしておりませんが、要は酒蔵にしても、いわゆる民間の企業経営なんですよ。企業経営に支援する、公の資金を投入していく、補助していくということは、それなりに、やっぱり公共性が高くないといけないと思うんですね。

公共性というのは何かというと、いろいろあるんでしょうけども、例えば雇用が、このくらいの雇用があって、それを支援しないと雇用が崩れてしまう、あるいは雇用が崩れるということですから、石高もこのくらい減るんですよというふうなことをしっかりと、やはり数値で、ある程度の実態調査をしながら数値で示せる。そうすると、ほかの米価が上がったことによっ

て経営が容易でない、苦勞している人、これもそうなんだなと、違いがやっぱり我々とあるんだなということが分かるんですね。しかし、今の答弁では分からないでしょう。

小さな事業者かもしれません。例えば高齢者に弁当を宅配というか、届けている、それを作っている業者がいる。これ、大変な苦勞をしていると、米価が上がったことで。できるだけ安いお米を手に入れたいというので、最初に契約していた地元の生産者の契約を破棄して、安いほうに安いほうに今進んでいると、こういう実態もありますので、ただただ県がそういうかさ上げしたからとか、そうではないのかもしれませんが、しっかりと実態をつかんで、私は支援をする、公金を支出するというのをこれから考えるべきではないかということをお願いして、次の質問に入ります。

生活支援の補助金なんですけど、これの国からの示された交付金といいますか、これの自由度は、何に使っても、どういう形で使ってもいいということなんですか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 今回の国から示された交付金の使途ということかと思いますが、物価高騰に資する事業ということで、ある程度、国から、こういうような事業ということで示されているものはございますが、最終的な使途の判断につきましては、各自治体に任せられているというふうなものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 テレビなどを拝見していると、様々な評論家、関係者が、それなりにいろんな分野から、分析をしながらお話をされていますが、今回の高市内閣のおおよその考え方ですと、自由にお使いできるようなものを地方自治体にお上げするんだと、こういうふうなことを言っていますので、これ現金で交付するという事は考えなかったんですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 現金での交付も考えました。しかし、我々としては、一定金額を現金で交付するという考えではなくて、商品券としてお届けをする、それが地域で消費してもらうことによって、地域の経済にも循環が出てくるというような2つの側面で、今回は商品券給付事業という形での経済対策を組んだところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 附属資料の中にも、そのように文言が書いてありますね。いわゆる一つの支援で多様な効果を生み出す、これはとても大事なことだと思うんですが、商工関係といえますか、商店関係といえますか、そういう業者をも助けてあげよう、あるいはお金を地域内

で循環していこうという考え方は分かるんですが、もしこれが、これまでもあったと思うんですね。でも、私が見る限り、商店街の実態は衰退の一途をたどっています。

確かにそのときは助かります。商品券を換金して、売上げに上げられるわけですね。それはそれで効果があると思うんですよ、一時的な。それは部分的な効果であって、それが持続的に効果を展開させるというところまではいっていないような気がするんです。こここのところを、例えばこれを決めるときに、検討材料になったかどうかお知らせください。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 議員ご指摘のとおり、商店街の衰退であるとか、そういったところはあろうかと思います。ただ、今回の交付金につきましては、国から、まずは今回補正予算ということで、こういう金額が示されて、町のほうでいろいろ検討して、物価高騰の対策の事業に充ててくださいというようなものでございます。

そうした観点から、まずは今回の対策としましては、こうした形での商品券の配付と、また町内の商店で活用していただいて、地域の経済の活性化を図るということで考えたものでございます。商店街の衰退に対する対策としましては、また別な形で進めていくものかなというふうに考えてございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 別な形で考えていくべきものとして受け止めますが、こういう形で公金が支払われていくということですので、この使われ方、これがどの程度使われて、100%町内でそれが消化しているのか、あるいはどのくらいなのか、例えばどういう分野に偏っていくのか。こここのところは、やっぱり今後検証していただきたいなど、このことを申し上げて、次の議題に参ります。

たかつねの電気工事、これが改修で、大規模というふうには書いてあるんですけども、実は、令和7年6月でしたかね、このときに町有観光施設の今後の方針というのが出ていまして、ここで、多分これは概要の中で、8年度、来年度の予算、いわゆる当初予算に上げる予定だったと、こういうふうには書いてあるんですが、過疎債の枠があるから、今回は補正に持ってきましたよということなんですね。

そうしますと、先ほど言った令和7年6月の資料を見ますと、令和8年度のたかつねスキー場の修繕見込みというのが6,600万円なんですね。聞きたいのは、この事業は、これだけの大型の事業がいつ分かったのか。つまり、この資料を作るときには検討されていなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所振興課長。

○小勝秀勝館岩総合支所振興課長 お答えします。

まず、いつ分かったかという部分でございますけども、その点について説明させていただきます。

まず、分析調査によってP C Bが検出され、その処分と、これに係る高圧受電設備の更新が必要であると確認されたのは、令和2年度でございます。それ以降、これまで工事の実施に至らなかった理由につきましては、たかつえスキー場においては、例年リフトの修繕や建物修繕等、多くの維持修繕工事が実施されておりました、その中においては、お客様の安全確保に直結する修繕や緊急性を要するものを優先して修繕を進めてきた結果、その時点で受電設備、機能的には何ら不具合を生じておりませんでしたので、当該施設の工事が先延ばしになったことが原因だと考えております。

しかしながら、P C Bの処分期限になって、駆け込み的な事業実施になったことについては、この間の急激な物価上昇はあったとはいえ、事業費の平準化という部分では読みが甘かったと言わざるを得ないところもあり、反省すべき点も感じております。

それで、令和7年6月の資料でございますけども、ご覧になると分かると思うんですが、それ以降の数字も、多分同じ数字が並んでいると思います。要は全体的なものを平準化して、ここではどの年度でやるかということがはっきり決まっていなかったということで、平準化した数字が並んでいるということでご理解願いたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 まず初めに、当該変圧器については令和9年3月31日までに処分することが法令上定められておる。これは、いつ法令で定められたんでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所振興課長。

○小勝秀勝館岩総合支所振興課長 お答えします。

これにつきましては、P C Bの適切な処理の推進に関する特別措置法でございますが、法令は2001年に成立しております。

以上であります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、令和7年6月の時点では当然分かっていたということですよ。

先ほど説明、こちらから言おうと思ったけど、説明があったので言う必要なくなったんです

が、同じ数字で上がっている。同じ数字で、年度ごとに分割してやるんだらうと思うんですけど、この事業はこの計画に入っているという理解でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所振興課長。

○小勝秀勝館岩総合支所振興課長 そうしますと、金額的なもの、そういったものも、ちょっと合わない部分もあろうかと思いますが、この部分については、この間の急激な物価上昇というのもあるかと思いますが。当然この事業についても、修繕工事の中に入っているものと私は理解しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私は理解しているというのは、組織的な発言ではありませんので、組織として発言をしてください。

○山内 政議長 館岩総合支所振興課長。

○小勝秀勝館岩総合支所振興課長 失礼しました。

そのように、個人的じゃなくて、組織としてそのように判断しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 このような計画を議会に出すわけですよ。議会はこういう資料を見て、この程度ならばやむを得ないかとか、いや、これではちょっと認め難いねとか、つまりこれで判断をするわけですよ。判断する資料を出すのに、きちっとそこまで、しかも今回こういう大型事業で、起債を含めて1億円の事業が出てくるわけですよ、ほんと。議会を何だと思っているんだと、私は声を荒げるのはあまり好きじゃないですけど、本当にこれで自分たちの責任が果たせると思っているのか。

つまりこの計画は、皆さんがつくるんじゃないで、現場にいる、いわゆる指定管理を受けた会社がつくるはずなんです。この会社をチェックするのが皆さん。ここで忖度したり、癒着があったりしたら、こういう信用のできるような資料が私たちの元に届かないということになる。これでは真剣に審議できない。

それで、お聞きしますが、この総額は、この事業によって大きく変わることはない、ここで断言できますか。

○山内 政議長 館岩総合支所振興課長。

○小勝秀勝館岩総合支所振興課長 お答えします。

総額と申し上げますと、修繕費のそこに記載されている金額ということでよろしいでしょうか。

その当時での算出となりますので、それ以降の、例えば物価高騰であったり、そういった外的な要因につきましては、予測つかない部分もございますので、一概にそこが変わらないとは言えないかと思えます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 話をはぐらかさないでください。

物価高騰で、いわゆる各資材とか人件費が上がっているの、これは誰もが認めることですから、こんなことを議場で言わないでください。理解した上で話ししているわけですから。そうではなくて、1年間で使う予定だったお金が、大体6,300万円とか5,600万円とかありますけど、これの倍ほどの事業費がここでかかっているわけです。

これがかかっても、全体の、例えば令和10年度までの事業費の合計には変わりはないんだと、しかし物価高騰分についての上昇分は、そこはやむを得ないよね、そういったことを言っているんですから、物価高騰以外にはないということによろしいですか。

○山内 政議長 館岩総合支所振興課長。

○小勝秀勝館岩総合支所振興課長 お答えします。

全体的な修繕費ということで上がっていますので、当然そこが前倒しになります、後ろ倒しになりますといえ、翌年度であったり、前の年の分は減るといような考え方になろうかと思えます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私が何を尋ね、何を大事にしているかということを理解する能力があるんですか。つまり、はっきり言いますと、劣化が進んでいる、ある意味では施設なんですよ。そうしますと、それをならしていくというものはあり得ないんですね。物によっては、半分だけ直しても駄目なんですよ。いわゆる全部をメンテナンスしないと、あるいは取り替えないといけない、機能的にですよ。

だったら、それぞれの年度で支出する金額が違うんですよ、一つ一つ検査をしてくれば。これは劣化が甚だしいねと、これはまだまだ使えるようですねと、つまりそういう現場の点検が十分されていないという理解になってしまうんです。そのことについて意見がありますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 すみません、私のほうから少し補足をさせていただきたいと思いますが、まず例年、予算のアップパーを決めて修繕をしておりました。その中で、緊急性ですとか安全性、重要度の高いものから予算化して行って、修繕をしてきたというところでございます。

PCBにつきましては、先ほどのとおり、令和9年3月までということで、多分支所のほうでも、それに合わせて予算取りをしたんだと思います。見積りをしたんだと思います。それで、業者さんから上がってきたのがこの金額で、実は来年度に、だいくらスキー場も高畑スキー場も、同じようなPCBの関連での工事費を計上させていただく予定になっています。ただ、そのいずれも約1,300万円ほどでございました。

ただ、今回この施設につきまして、金額が大きいというのは、確認しましたところ、キュービクル以外の合わせた附属設備、分電盤等の設備の工事費も高かったということでございまして、その交換も必要だということでございまして、今回上がってきてしまったというところがございます。

ですので、おおむね修繕費のところ、1,300万円前後だったという想定をしていた中で、結果として今回、分電盤等の更新も必要になったので高くなったということで、私のほうで報告を受けておりますので、今まで想定できなかったものが上がってきたという理解で私のほうではしておりますので、そういった形でご理解いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 組織の論理だけでいっては現場が対応できません。

これからの予算の在り方、それぞれ皆さんの手法でやるんでしょうけど、やっぱり現場に合わせた予算の組み方をこれから執行していただきたい、こう申し上げて終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 7ページの7の商工費の18節の生活応援商品券換金事業補助金ということで、1億9,350万円上がっておりますが、この資料の中に、内容でありますけども、1万5,000円分を1万円と5,000円というふうに分割した専用券と共通券を配付するということがありますけど、この地元専用、そして大型券、地元券、共通券というのを5,000円と1万円にした理由というか根拠というか、何かありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まず、12月の議会では1万円程度というお話を、私、した記憶がございます。それから、幾らぐらい上乗せできないということと併せて、支給時期の前倒しというところを担当課のほうに振って、今回の提案になりました。その中で、1万5,000円ぐらいならば、今回の交付金の

中で計上することができるということでございましたので、これまでの商品券の使われ方を考えますと、どうしても大型店、大規模店に吸い寄せられる傾向が感じられました。

ということで、今回は、大型店でも地元店でも両方使えるやつを1万円分、それから地域の商店に、事業者で使えるやつを5,000円ということで、ある意味ここは、経済循環の流れを隅々まで持っていきたいというような観点から、1万円と5,000円と使える店舗に区分けをしたということでご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 この件については分かりました。

この給付なんですけども、世帯主に給付とこの中に書いてあります。それで、以前の給付のときにもちょっと心配したことがあったんですけども、世帯主イコール家族全体が同じ方向を向いているとは限らないということ、前申し上げたこともありますけども、そういう情報を得る、そして得たなら個々に、世帯主は当然、まだ離婚も成立しないで、世帯主イコールその家族、5人なら5人ということで、1万5,000円掛ける5で7万5,000円分のもので給付されてしまうけど、別にもし住んでいるというような、例えば奥様と子供か、お父さんと子供か分かりませんが、そういうようなことも、もしかすると、なければいいんですけど、ある可能性があるんで、公平にそういうのが支給できるように配慮をすべきかなというふうに感じましたが、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 大切な視点だというふうに思います。

しかし一方で、これを短期間に進めるためには、やっぱり一定のルールが必要だということでございまして、今回は世帯主に一括交付というふうに考えております。例えば個人交付にしてしまえば、それだけの郵送に関する経費、それから仕分けに対する事務負担、非常に出てまいります。

今議員から、特殊な事例として、そこまで配慮すべきでないかというようなご意見はいただきましたけど、今回については迅速な経済対策というところを優先させていただきたいと、このように思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それを把握してからどうのこうのというのは、やっぱり無理だと思います。ただ、そういう事情をもし届けられることがあったら、やっぱりそこは検討すべきなのかなと、検討する余裕があるのかどうか、そこはどうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 発送スケジュールを考えると、それは現実的ではありません。無理です。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 私から、一般補正の12ページであります。

最後ですが、合計の中で、前年度末現在額が160億円ということで、次の数字は省略いたしますが、あとはその中で、当該年度、本年度ですね、それで15億円ということで、先ほどの電気設備の関係の起債で1億円ということで、15億円ということになりまして、当該年度が元金償還見込みということで16億円ということになっておりまして、160億円ということでの見込額ということになっているわけですが、この中で非常に、私も町民の方も、要するに借金ということになるわけですが、その中で非常に、昨年度も1億7,000万円ほど減額になっているということでの監査の報告もありました。

また、今回非常に、16億円の償還というふうな見込みということではありますが、まず、非常に金額が大きくて、いいことではあるわけですが、これらの内容について、あまり事前には申し上げておりませんので、概略で結構ですので、16億円が償還見込みとなったその内容について、まずお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、地方債、お金を借りている部分のその年の償還になってございます。これには、過去にやりました大型事業等で、過疎債であったり合併特例債を借りたものもございまして、そういったものの償還がここに記載されているというところでございます。

何度か説明させていただいたことがあろうかと思いますが、町としては財政規律としましては、返すより借らないというふうな方針でやってきておりまして、これが償還額が16億3,900万円ほどと、起債の見込みが15億円ほどということで、そのルールに基づいた起債の管理をしているというところでございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 内容は、具体的なことはちょっとお示しされないということで、いろんな今までの経過があつてのこういう金額になってくるんでしょうが、その内容としては、今

示されないわけですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

起債につきましては、それぞれ20年償還であったり、12年償還であったりしますので、詳細なデータというのは、この場で言葉で示すのは非常に難しい状況ではありますが、過去に借りた起債の償還が、ここに数字として積算されて載っているというところがございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

それでは、ここに160億円というような、最終現在高の見込額ということではありますが、この金額については、非常に前年度の監査の報告の中でも、長期健全化基準というふうなことで、25%ということであって、非常に財政の弾力性は保たれているというふうな結果報告が、監査委員から報告があるわけではありますが、この160億円の残額というものが、監査委員の前年度の報告のとおり、非常に我々については心配な金額であるわけですが、160億円というのほどのように見たらいいのか、判断したらいいのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 160億円ということで、毎年決算の時期にご報告させていただいておりますが、その財政基準、国で示された、先ほどのとおり25%であったり350%とか、起債に係る数値ございますが、その辺はクリアをしておりますので、今のところ健全ということで、監査のほうからもいただいているところがございますので、先ほどのとおり、返すより借りない、そういったことをルールづけしながら、長期的な視点に立って管理していくというところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 本臨時会に付された事件は全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和8年第1回南会津町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 星 和 孝

署 名 議 員 渡 部 訓 正